

平成 25 年度 産業廃棄物適正処理講習会

- 日 時： 平成 25 年 8 月 20 日（火） 13:30～15:30
- 場 所： コンベックス岡山 （岡山市北区大内田 675 番地）
- 主 催： 公益財団法人岡山県環境保全事業団
- 後 援： 岡山県

目 次

- 廃棄物処理法と適正処理の推進について…………… 1
（岡山県環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班）
- 電子マニフェストについて…………… 1 8
（一般社団法人岡山県産業廃棄物協会）
- 岡山県循環型社会形成推進条例等に基づくリサイクルの推進について…………… 3 6
（岡山県環境文化部 循環型社会推進課 資源循環推進班）
- 岡山県循環型産業クラスター形成促進事業の取組について…………… 6 4
（公益財団法人岡山県産業振興財団）

廃棄物処理法と 適正処理の推進について

岡山県環境文化部循環型社会推進課

廃棄物処理法の概要 (排出事業者に係る規定を中心に)

廃棄物処理法の目的・定義

法の目的

(法第1条)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

廃棄物の定義

(法第2条)

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥など、汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

(適用除外)

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・土砂

廃棄物の区分 (1)

廃棄物

一般廃棄物

市町村に処理責任

産業廃棄物以外の廃棄物

(家庭から排出されるごみ+事業系一般廃棄物等)

産業廃棄物

事業者処理責任

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律・政令で定められた廃棄物(20種類)

<業種限定なし>

廃油、廃プラスチック類、金属くず、汚泥 他

<業種限定あり(例)>

木くず

→建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの)、木材製品製造業、貨物流通用パレット 等

動植物性残さ

→食料品製造業等 他

廃棄物の区分（２）

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、
爆発性、毒性、感染性等のあるもの

（例）

- ・廃油（揮発油類等の燃焼しやすいもの）
- ・廃酸・廃アルカリ（著しい腐食性のあるもの）
- ・感染性産業廃棄物（医療機関等から排出される使用済注射針など）
- ・廃PCB、廃石綿 等

排出事業者に係る主な規定（１）

①処理責任（法第11条）

事業活動で発生した産業廃棄物を自ら処理

②処理・保管・委託基準等の遵守（法第12条）

産業廃棄物の処理・保管の基準、
他人に委託する場合の基準の遵守

③管理票交付義務（法第12条の3）

委託する場合、管理票（マニフェスト）を交付

排出事業者に係る主な規定（2）

④最終処分までの注意義務（法第12条）

委託した産業廃棄物の発生から最終処分終了まで

→処理状況の確認、適正な処理に必要な措置

⑤排出事業者への措置命令（法第19条の5及び6）

基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬、処分が行われ、生活環境保全上支障のおそれ認められるとき

→排出事業者へ支障除去等（撤去等）の措置命令も可能

- （例）
- ・処理・保管・委託基準に違反
 - ・マニフェストに係る義務に違反
 - ・適正な対価を負担していない など

※ 下線は、法改正により平成23年4月から追加

事業者の処理（法第12条）

産業廃棄物**処理基準**



「**運搬又は処分する場合**」に適用

産業廃棄物**保管基準**



「**運搬までの保管**」に適用

産業廃棄物**委託基準**



「**運搬又は処分を他人に委託する場合**」に適用

産業廃棄物処理基準

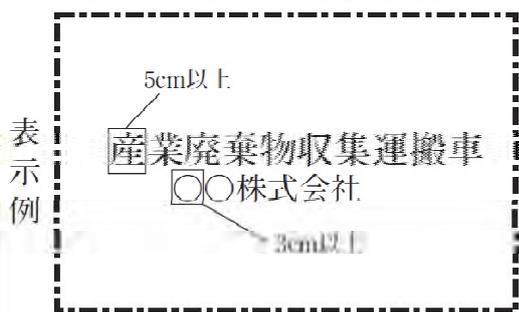
「運搬又は処分する場合」
に適用

①収集運搬基準

- ・飛散、流出防止等の生活環境保全上支障ない措置
- ・運搬車両の表示
- ・書類の携帯 等

運搬車両の表示

事業者が自分で運搬する場合



産業廃棄物収集運搬業者の場合



書類の携帯

①事業者が自分で運搬する場合
次の事項を記載した書面

- 1) 氏名又は名称及び住所
- 2) 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 3) 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 4) 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 5) 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

②産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合

- 1) 管理票（マニフェスト）
- 2) 許可証の写し

②処分・再生基準(例)

- ・焼却：基準に適合した焼却設備を使用

燃焼ガス800℃以上
外気と遮断して定量供給
燃焼ガス温度測定装置
助燃装置 等

規模に関係なく適用

基準に適合しない焼却は、
焼却禁止(法第16条の2)
違反となり、罰則適用対象

③埋立処分基準(例)

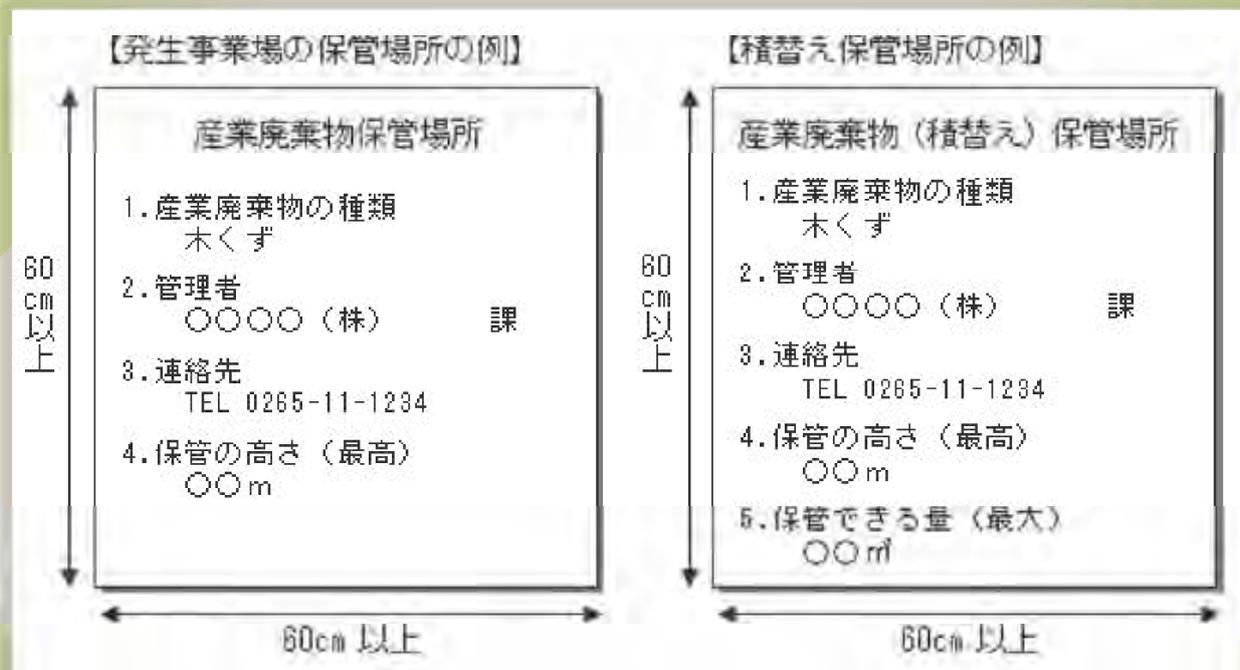
- ・種類ごとの埋立基準(汚泥、廃プラ、燃え殻・・・)
- ・安定型最終処分場への安定品目以外の混入防止措置
- ・管理型最終処分場の公共水域、地下水汚染防止措置

産業廃棄物保管基準

「運搬までの保管」
に適用

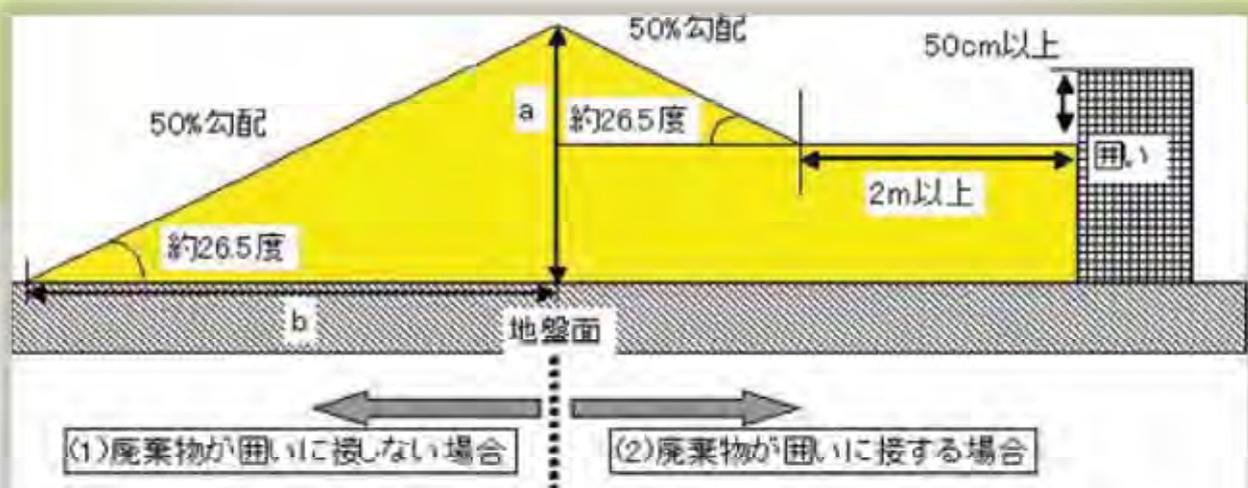
- ・飛散、流出、地下浸透、悪臭防止に必要な措置
- ・害虫等の発生防止
- ・**掲示板の設置**
→60cm×60cm以上、必要な事項の表示
- ・**周囲に囲い**
→廃棄物荷重の場合、構造耐力上安全なもの
- ・**積上げ高さの制限**
- ・**保管量の制限(排出事業場外の場合)**
積替えのための保管：1日の平均搬出量の7日分
処分のための保管：1日の処理能力の14日分

掲示板の設置



※ 排出事業者が、建設工事に伴う廃棄物を排出事業場外で保管 (面積300m²以上) する場合、届出が必要 (法改正により平成23年4月から追加)

積上げ高さの制限



※ 廃棄物の加重が囲いにかかる場合、囲いは構造耐力上安全なものに限る。

産業廃棄物委託基準

「運搬又は処分を他人に委託する場合」に適用

- ・許可を有する収集運搬業者・処分業者に委託
(収集運搬業者と処分業者は別々に契約)
- ・委託する産業廃棄物が、委託業者の「事業の範囲」に含まれていること(許可証で確認)
- ・委託契約は書面(必要な事項を含むもの)により行い、許可証の写しを添付

収集運搬業者・処分業者の許可区分

産業廃棄物の種類	処理業の区分
産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く)	産業廃棄物収集運搬業
	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業
	特別管理産業廃棄物処分業

他人から委託を受けて産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合には、**県知事等の許可が必要**

・収集運搬業

産業廃棄物を積込む場所及び降ろす場所を所管する都道府県知事(政令市内のみの場合は政令市長)の許可

ただし、政令市内で積替え保管を行う場合は、別途政令市長の許可が必要

※ 政令改正により、平成23年4月から許可手続が合理化

・処理業

業を行う場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可

「事業の範囲」 → 処理業者の許可証で確認

(例1) 収集運搬業では

1 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
汚泥、がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上2種類

(例2) 処分業では

1 事業の範囲

- (1) 事業の区分
中間処理(焼却)
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
木くず、紙くず、繊維くず(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上3種類

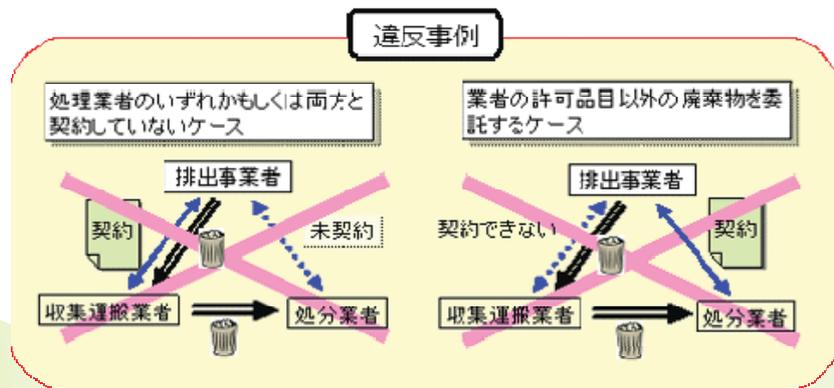
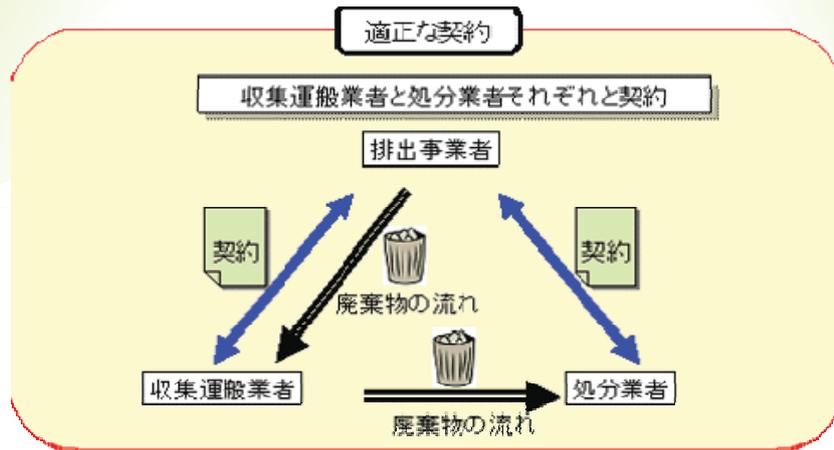


委託契約

- ・収集運搬業者、処分業者それぞれと書面による委託契約を締結(2者契約)
- ・委託契約書を契約終了日から5年間保存
- ・委託契約書に記載すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> 1) 産業廃棄物の種類、数量 2) 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 3) 処分又は再生を委託する場合 <ul style="list-style-type: none"> - 処分又は再生する場所の所在地 - 処分又は再生の方法 - 処分又は再生に係る施設の処理能力 4) 処分(最終処分又は再生を除く)を委託する場合 <ul style="list-style-type: none"> - 最終処分又は再生する場所の所在地 - 最終処分又は再生の方法 - 最終処分又は再生に係る施設の処理能力 5) 委託契約の有効期間 6) 委託者が受託者に支払う料金 7) 受託者が運搬業又は処分業の許可を有する場合、その事業の範囲 8) 運搬にあたり、積替え又は保管を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> - 積替え又は保管場所の所在地 - 保管できる産業廃棄物の種類 - 積替えのための保管上限 	<ul style="list-style-type: none"> 9) 安定型産業廃棄物を保管する場合 <ul style="list-style-type: none"> - 他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項 10) 産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> - 産業廃棄物の性状及び荷姿 - 腐敗、悪臭等産業廃棄物の性状の変化に関する事項 - 他の廃棄物との混合等による支障に関する事項 - JIS C0950に規定するマークが付された廃製品の場合は、当該含有マークに関する事項 - 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨 - その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 11) 委託契約の有効期間中に10)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達に関する事項 12) 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 13) 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
--	--

委託契約は「2者契約」



その他の遵守事項

産業廃棄物管理票

(法第12条の3)

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に排出事業者が交付

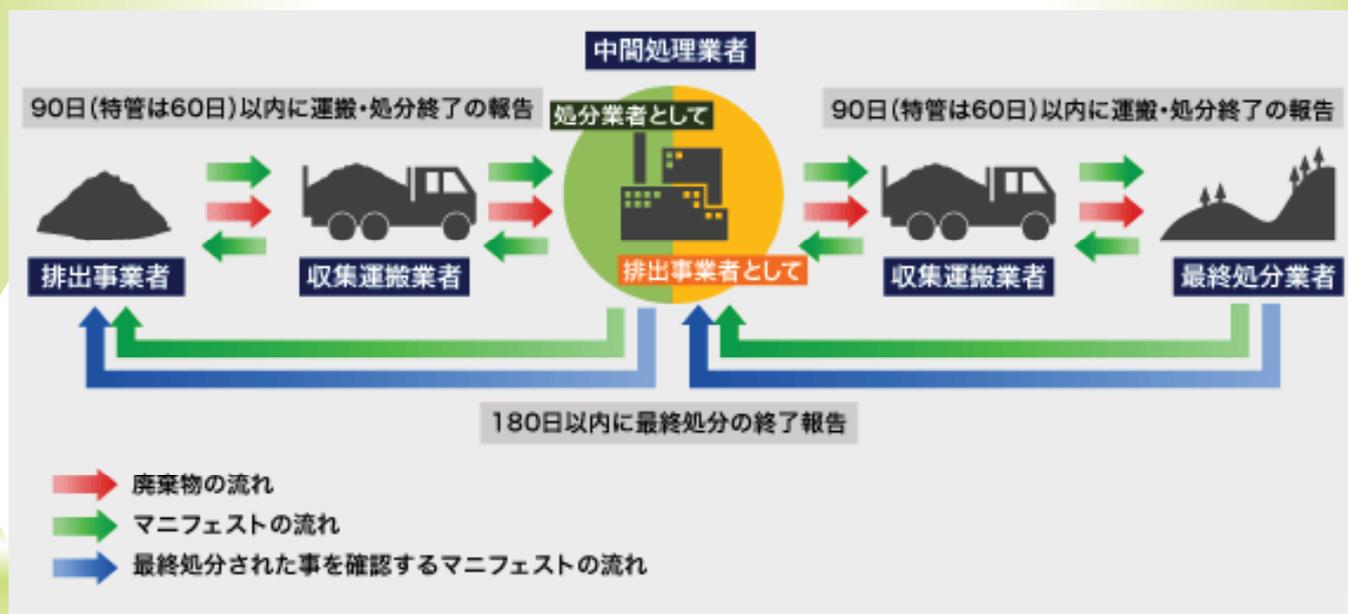
帳簿の備付け等

(省令第8条の5、
第8条の18等)

特別管理産業廃棄物の排出事業者等に義務付け

産業廃棄物管理票

(マニフェスト)



排出事業者は、**A票**(控)、**B2票**(収集運搬業者から返送)、**D票**(処分業者から返送)、**E票**(処分業者から返送:最終処分を確認)を照合し、**5年間保存**

帳簿の備付け等

(排出事業者関係)

- ・特別管理産業廃棄物の排出事業者
- ・産業廃棄物処理施設の設置者
- ・産業廃棄物処理施設以外の焼却施設(設置許可不要の小規模なもの)の設置者 ※
- ・排出事業場外で自らの産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者 ※

※ 法改正により平成23年4月から追加

本日のまとめ

排出事業者責任の再確認を

< 廃棄物処理法 >

- ①事業者の処理責任（法第11条）
- ②処理・保管・委託基準等の遵守（法第12条）
- ③管理票交付義務（法第12条の3）
- ④最終処分までの注意義務（法第12条）
- ⑤排出事業者への措置命令（法第19条の5及び6）

従来の不法投棄者・処理業者への規制強化に加え、
排出事業者に係る規制、命令対象・罰則等が順次拡大・強化

排出事業者のチェックポイント（１）

<適正な保管等>

- ①保管場所に掲示板が設置されているか。
- ②保管場所に囲いが設けられているか。
- ③飛散、流出、地下浸透、悪臭等の防止措置は。
- ④廃棄物の種類ごとに保管されているか。
- ⑤保管場所の最大保管高さ、保管量は適切か。

排出事業者のチェックポイント（２）

<適正な委託契約の締結>

- ①収集運搬、処分は、それぞれの許可業者と書面で契約しているか。（2者契約）
- ②委託契約書には法で定める内容（産業廃棄物の種類・数量、料金、運搬先、処分方法、最終処分先等）が記載されているか。
- ③契約業者の許可書の写し等が添付されているか。
- ④契約書は契約終了日から5年間保存しているか。
- ⑤産業廃棄物の性状、取り扱う際に注意すべき事項等について、処理業者に情報提供しているか。

排出事業者のチェックポイント（3）

<マニフェストによる処理状況の確認>

- ①マニフェストは適正に交付し、5年間保存しているか。
- ②マニフェストの記載内容は適切か。
- ③法に基づく期限内にマニフェストの写しが返送されているか。
- ④返送されたマニフェストの写しで、契約書どおりの収集運搬・中間処理・最終処分までを確認しているか。
- ⑤電子マニフェストの活用・検討は。

排出事業者のチェックポイント（4）

<適正処理状況の現地確認等>

- ①委託契約どおりの処理が適正に行われているか。
- ②契約書、マニフェスト、帳簿の管理は適切か。
- ③処理能力を超えた受け入れや、大量の保管等がないか。
- ④最終処分場の場合、残余容量等は十分か。
- ⑤焼却施設や最終処分場の維持管理情報を公表・閲覧等しているか。
- ⑥飛散・流出防止等や環境汚染の対策は万全か。

産業廃棄物に係る情報

○県循環型社会推進課ホームページ

- ・産業廃棄物に関する規制
- ・手続き様式等のダウンロード
- ・法令改正等の情報
- ・県内産業廃棄物処理業者等の検索
- ・その他関連情報

岡山県循環型社会推進課

検索

産業廃棄物に係る窓口・問い合わせ先

機関名	担当課	所在地	電話番号	管轄区域
岡山県 備前県民局	環境課	〒700-8604 岡山市北区 弓之町6-1	086- 233-9805	玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央 町
岡山県 備中県民局	環境課	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	086- 434-7007	笠岡市、井原市、総社市、高 梁市、新見市、浅口市、早島 町、里庄町、矢掛町
岡山県 美作県民局	環境課	〒708-8506 津山市山下 53	0868- 23-1243	津山市、真庭市、美作市、新 庄村、鏡野町、勝央町、奈義 町、西粟倉村、久米南町、美 咲町
岡山市	産業廃棄物 対策課	〒700-8544 岡山市北区 大供1-1-1	086- 803-1303	岡山市
倉敷市	産業廃棄物 対策課	〒710-8565 倉敷市西中 新田640	086- 426-3385	倉敷市

PCB廃棄物の適正処理について

1 PCB廃棄物の概要

(1) PCB（ポリ塩化ビフェニル）の性質

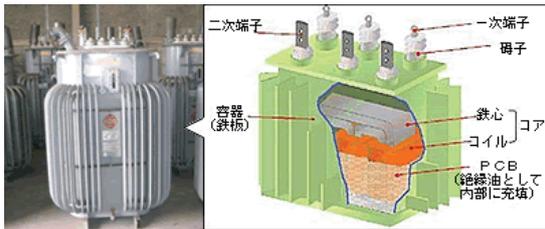
水に不溶
難燃性・不燃性
化学的に非常に安定
電気絶縁性が高い
沸点が高い



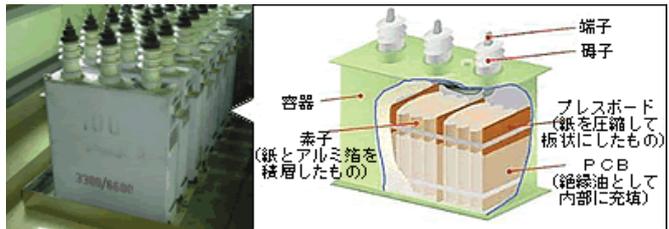
(用途)
・コンデンサやトランス等電気機器の絶縁油
・熱交換機の熱媒体
・ノンカーボン紙 etc.
→昭和47年頃まで様々な用途で利用

(2) PCBが使用されている主な機器

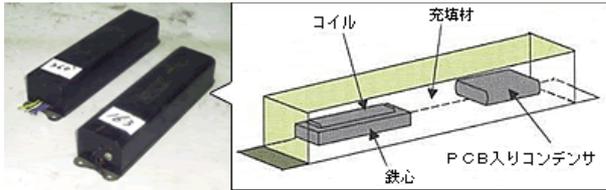
高圧トランス



高圧コンデンサ



安定器



2 PCB廃棄物に対する規制の概要

(1) 関係法令

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）
→PCB廃棄物の期間内処理、保管等の状況の届出

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
→廃棄物の保管、収集運搬の基準、委託基準、処理業許可、不適正処理への罰則等

(2) 事業者の責務

PCB特措法

- ・保管等の届出（6/30までに）
- ・変更の届出（10日以内）
- ・期間内の処分（H39. 3. 31まで）
- ・譲渡し及び譲受けの制限
- ・承継（30日以内）

廃棄物処理法

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
- ・PCB廃棄物の保管基準の遵守
 - ①周囲への囲いの設置
 - ②掲示板の設置
 - ③飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置
 - ④他の物が混入しないよう必要な措置
 - ⑤衛生害虫（ねずみ、はえ等）の発生防止措置
 - ⑥PCB廃棄物の揮発防止、高温防止措置
 - ⑦PCB汚染物等の腐食防止措置

3 PCB廃棄物の処理体制の概要について

(1) PCB廃棄物の廃棄物処理法上の位置づけ

特別管理産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布されたり、染みこんだりした汚泥・紙くず・木くず・繊維くず PCBが付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	PCB汚染物処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの

(2) PCB廃棄物の種類ごとの比較

種類	(高濃度) PCB廃棄物	(低濃度) PCB廃棄物	
		微量PCB汚染廃電気機器等	低濃度PCB含有廃棄物
概要	PCBを使用した電気機器又はPCBに汚染されたもの ※PCB使用機器は昭和47年に製造が中止となっている。	非意図的にPCBが混入したもの ※絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下であるときは、PCB廃棄物に該当しない。	PCB濃度5,000mg/kg以下の廃油等(汚染由来に限定されない。)
PCB濃度	トランス 600,000mg/kg コンデンサ 1,000,000mg/kg	数mg/kgから数十mg/kg程度	5,000mg/kg以下
判別方法	機器の銘板記載内容や製造年等により判別	基本的には分析による確認が必要	
処理体制	JESCO（日本環境安全事業株式会社）により拠点の広域処理（北海道・東京・豊田・大阪・北九州）→岡山は北九州エリア ※各県ごとに重点搬入期間が割り当てられている。	無害化処理認定業者又は都道府県知事等の許可業者による処理 (平成25年6月30日現在の処理業者) 許可業者：1者 認定業者：8者	
処理方法	脱塩素化分解、溶融分解等	焼却処理が中心	
主な課題	・処理費用が高額 ・安定器等汚染物を処理できる施設の整備が進んでいない。(現在は北海道と北九州のみ)	・処理施設は整備されつつあるが、筐体を処理できる施設が不足している。	

4 使用中の電気工作物の取扱いについて

(1) 取扱い上の留意点

- ・ 使用中電気工作物について、必要に応じ製造メーカーにPCB含有の有無を確認する。
- ・ 使用を終えた機器にPCBの混入が確認された場合は、**特別管理産業廃棄物として適切に保管**するとともに、PCB特措法に基づく届出を行う。

(2) その他留意点

- ・ 使用中電気工作物にPCBが含有(0.5mg/kg以上)していることが確認された場合、電気関係報告規則に基づき、中国四国産業保安監督部への届出が必要です。
- ・ 電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法（電気設備に関する技術基準を定める省令）の規定により、電路への再施設が禁止されています。

5 PCB廃棄物の早期処理完了に向けて

- ・ 平成24年12月にPCB特措法施行令の一部が改正され、PCB廃棄物の処分期間が延長されたが、PCB廃棄物の早期処理の必要性に鑑み、特にJESCOで処理を行っているPCB廃棄物については、国においても**可能な限り当初規定された処分期間内（平成27年3月末）に処分を行うこととしています。**
- ・ PCB廃棄物を保管する事業者の方は、速やかにJESCOへ登録手続を行うなど、**PCB廃棄物の早期処理への協力をお願いします。**

電子マニフェストについて

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会

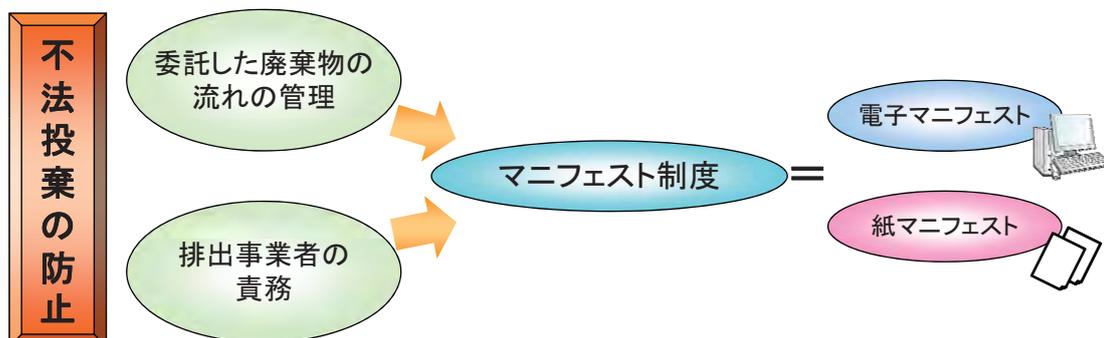
資料提供:公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター

1. マニフェスト制度とは... (産業廃棄物管理票制度)

マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

排出事業者は、マニフェストにより委託した産業廃棄物の処理の流れを確認しなければなりません。(マニフェストを使用しないと罰則の対象となります)

マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストがあります。



1. マニフェスト制度とは...

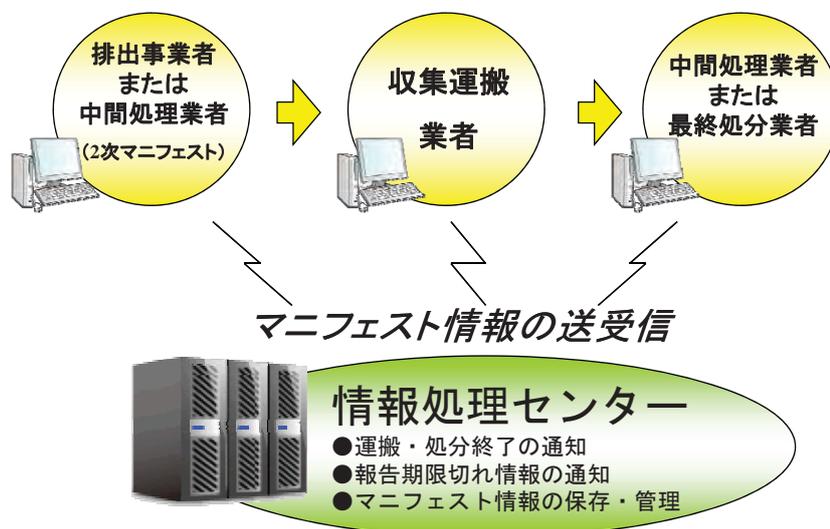
(産業廃棄物管理票制度)

マニフェスト制度は、平成10年12月よりすべての産業廃棄物に義務付けられています(電子マニフェストも平成10年12月に制度化)。

年月	経緯
平成5年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用の義務化
平成10年12月	すべての産業廃棄物にマニフェストの使用の義務化、電子マニフェストの制度化
平成13年4月	マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け
平成17年10月	マニフェストに関する罰則の強化(50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)
平成22年4月	紙マニフェストの保存義務の拡大(排出事業者の控え(A票)にも5年間の保存義務)

2. 電子マニフェストとは...

- 電子マニフェストは、排出、収集、処分の3者間で、紙のやりとりの代わりに、パソコンを使って、電子情報をやりとりします。
- 廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストを管理・運営しています。



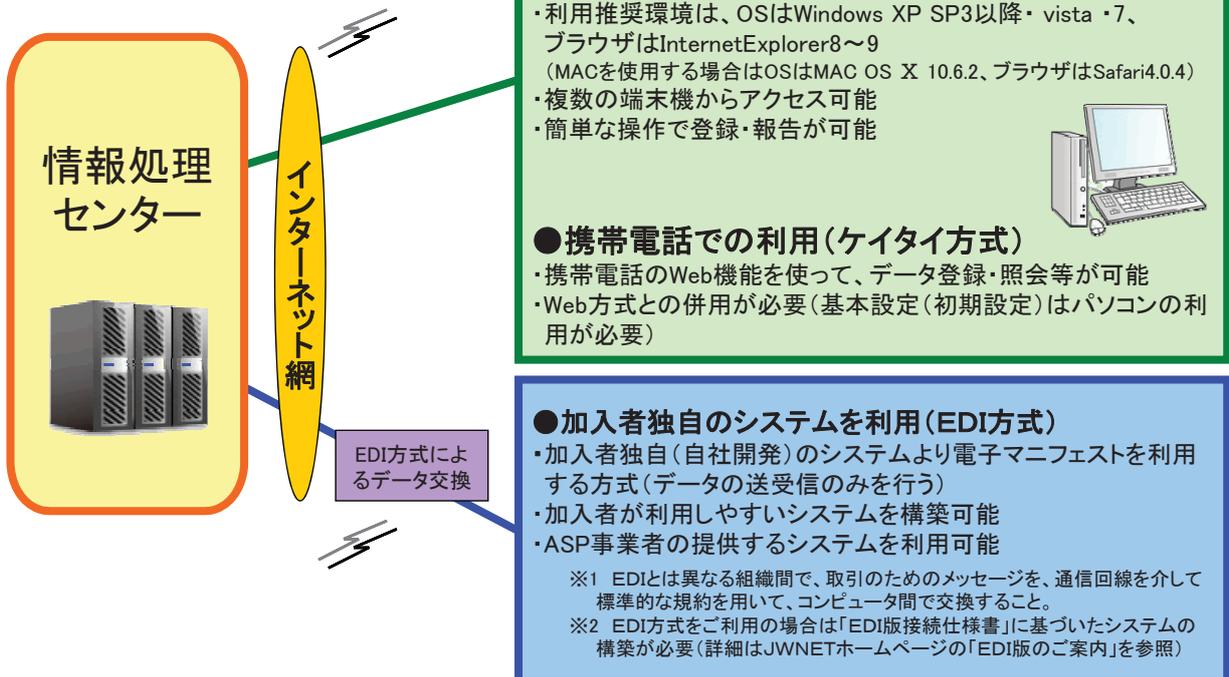
2. 電子マニフェストとは・・・

電子マニフェスト(Web方式)の操作は、すべて専用のホームページ上で行います。



3. 電子マニフェストのアクセス方法

情報処理センターへのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



4. 電子 manifests の導入に必要なもの

- 排出、収集、処分の3者が電子 manifests を使用することが必要
- インターネットを使用できるパソコン
(Windows XP SP3以降・vista・7、IE8～9等)があれば、電子 manifests (Web方式)を使用可能

5. 電子 manifests と紙 manifests の運用(法規制)の比較

(1) 排出事業者

項目	電子 manifests	紙 manifests
manifests の交付・登録	○ 廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、 3日以内 に manifests 情報を情報処理センターに登録 ※ 3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない。以下、同様。	○ 廃棄物を収集運搬業者または処分業者に 引渡すと同時に 、 manifests を交付
処理終了確認	○ 情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の 通知(電子メール等)や一覧表により確認	○ 運搬終了報告: B2票とA票を 照合して確認 ○ 処分終了報告: D票とA票を 照合して確認 ○ 最終処分終了報告: E票とA票を 照合して確認
manifests の保存	○ manifests の 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時間閲覧可能)	○ 交付した manifests A票を5年間保存 ○ 収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた B2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	○ 情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者からの 報告は不要	○ 報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が 自ら報告書を提出

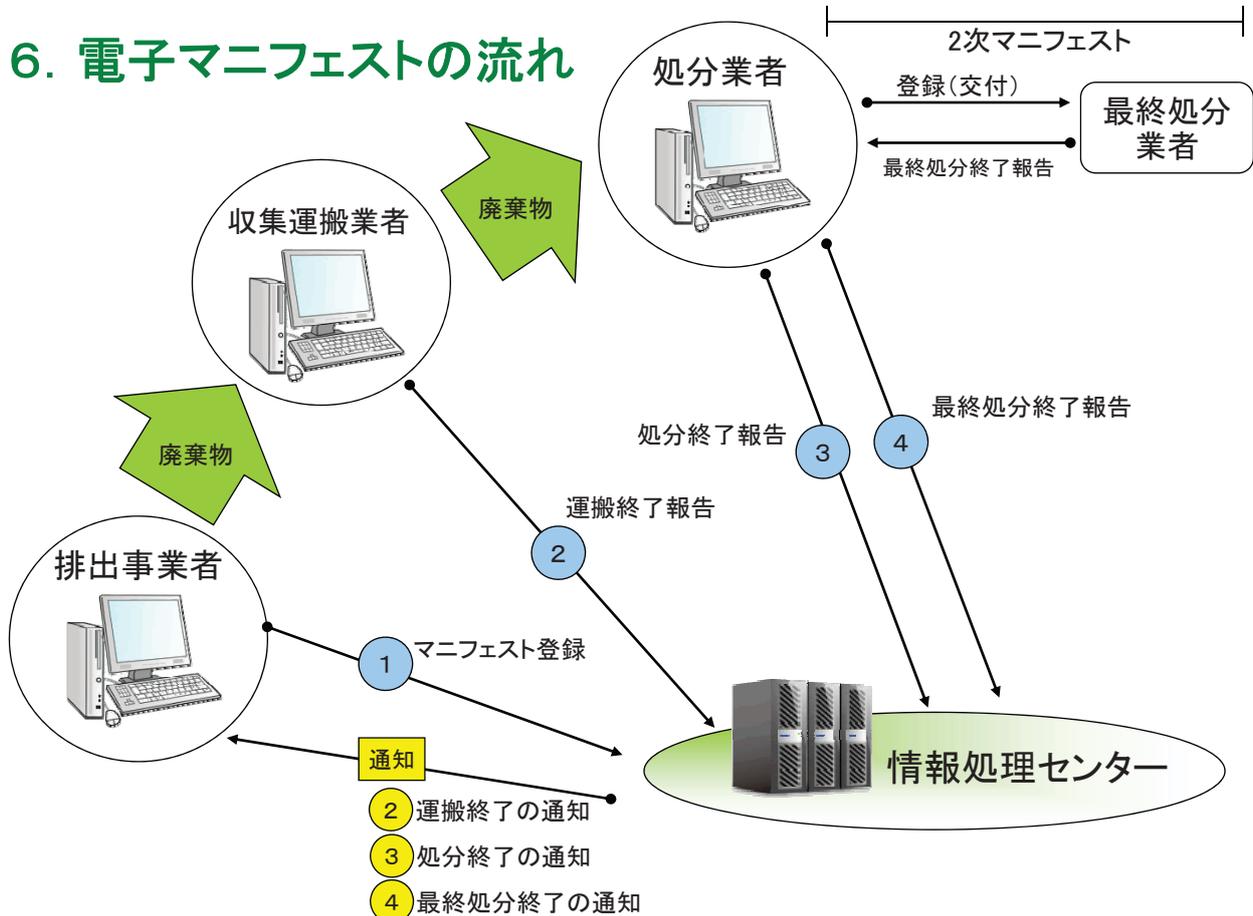
(2) 収集運搬業者

項目	電子manifest	紙manifest
運搬終了報告	運搬終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告	運搬終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したmanifestの写し(B2票)を、排出事業者に送付
manifestの保存	manifestの 保存が不要 (情報処理センターは、manifest情報を保存)	処分業者より送付された C2票を5年間保存

(3) 処分業者

項目	電子manifest	紙manifest
処分終了報告	処分終了日から 3日以内 に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告	処分終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したmanifestの写し(C2票)を、排出事業者に送付
manifestの保存	manifestの 保存が不要 (情報処理センターは、manifest情報を保存)	C1票を5年間保存

6. 電子manifestの流れ



7. 電子マニフェストの導入のメリット

一般に電子化のメリットは、「情報共有」と「情報伝達の効率化」が挙げられます。

電子マニフェストを導入した場合、「情報共有」と「情報伝達の効率化」の効果があり、事務処理の効率化による負担軽減をはじめ、主に以下のメリットがあります。

<主なメリット>

- (1) 事務処理の効率化(事務負担の軽減)
- (2) 法令遵守(コンプライアンス)
- (3) データの透明性

(1) 情報管理の合理化による事務負担の軽減

- ① 操作が簡単で、手間がかからない
- ② マニフェストの保存が不要
- ③ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ④ 終了報告の返送の手間を省くことができる
- ⑤ 過去に登録したマニフェスト情報を容易に照会
- ⑥ 照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能
- ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要



マニフェスト情報の照会(終了報告の確認)

電子マニフェストシステム (届出事業者)

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ | ページを 500件 | 表示 (合計件数: 9件)

No	一括選択	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1	<input type="checkbox"/>	登録		70000895278	●						2011/12/02	廃プラスチック類
2	<input type="checkbox"/>	登録		70000895289	●	●					2011/12/02	廃プラスチック類
3	<input type="checkbox"/>	登録		70000895290	●	●	●				2011/12/02	廃プラスチック類
4	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000898057							2011/06/01	廃プラスチック類
5	<input type="checkbox"/>	登録		70000900792		●	●				2012/02/21	特定産業廃棄物
6	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000900848	●	●					2012/02/21	シュレッダーダスト
7	<input type="checkbox"/>	登録		70000911165	●	●	●				2012/04/10	廃プラスチック類
8	<input type="checkbox"/>	登録		70000916067	●						2012/06/00	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)
9	<input type="checkbox"/>	登録		70000916878							2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)

戻る | 受渡確認票印刷 | 一覧表印刷 | マニフェスト情報照会結果項目(402項目) | CSV保存 | ページトップ

電子マニフェストと紙マニフェストの事務処理費用の比較(例)

●M社(製造業)における電子マニフェスト導入効果例

M社グループ全体(30社)で、3,000時間/年、約1,000万円/年の削減

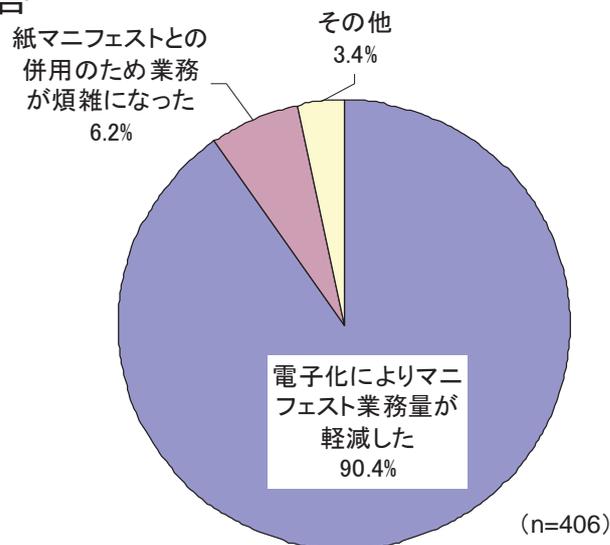
紙マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間
①紙マニフェスト発行業務	2,600
②紙マニフェスト管理業務	500
③紙マニフェスト交付等状況報告業務	300
合計	3,400

電子マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間
①電子マニフェスト発行業務	250
②電子マニフェスト管理業務	150
③電子マニフェスト登録等状況報告業務	0
合計	400



電子マニフェスト導入による事務負担軽減効果

9割以上の方が電子マニフェストの導入により業務量が軽減したと回答



出典：電子マニフェストを使用している排出事業者1,000ヶ所を対象に、平成24年3月に日本産業廃棄物処理振興センターが実施した「電子マニフェストの使用状況に関するアンケート調査結果」(回答率43%)より

※ 本調査結果は、当センターのHP (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/jwnet_questionnaire_results_201204.pdf)に掲載。

(2) 法令遵守(コンプライアンス)



- ①法で定める必須項目が抜けていると、登録や報告ができないようになっているため、入力漏れがない
- ②マニフェストの紛失の心配がない(保存義務を遵守できる)
- ③運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告の有無を通知情報(電子メール)や一覧表等で確実に確認
- ④排出事業者の処理終了確認期限※が近づいた場合や、確認期限が切れた場合に、注意喚起を表示

※ 処理終了報告の確認期限

- ・運搬終了・処分終了の確認期限をチェック(90日、特管60日以内)
- ・最終処分終了報告の確認期限のチェック(180日以内)

マニフェスト情報の照会（確認期限の管理）

No	一括選択	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000569546	●						2011/09/26	がれき類く工作物の新築、改
2	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000569557	●						2011/09/26	がれき類く工作物の新築、改
3	<input type="checkbox"/>	登録	間近	70000600205	●						2011/12/12	がれき類く工作物の新築、改

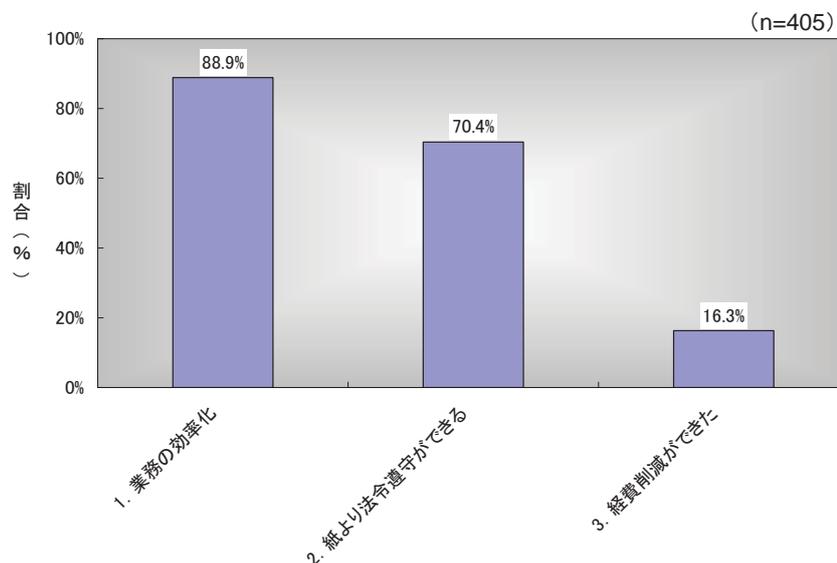
(3) データの透明性



- ① マニフェスト情報は第3者である情報処理センターがデータ(過去5年分)を管理・保存(セキュリティも万全)
- ② 排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報の閲覧・監視
 - ・修正・取消は関係者の承認が必要であり、1者が勝手にデータの修正や取消ができない。
 - ・3者で情報を閲覧するため、誤りを見つけやすい。
- ③ 排出事業場(工事現場、工場等)と本社・支店(環境部門)がマニフェスト情報を同時に閲覧可能

電子マニフェスト導入により得られたメリット

電子マニフェストの導入により得られたメリットとして、約9割の方が業務の効率化、約7割の方が紙マニフェストよりも法令が遵守できると回答。



出典：電子マニフェストを使用している排出事業者1,000ヶ所を対象に、平成24年3月に日本産業廃棄物処理振興センターが実施した「電子マニフェストの使用状況に関するアンケート調査結果」(回答率43%)より

※ 本調査結果は、当センターのHP (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/jwnet_questionnaire_results_201204.pdf)に掲載。

8. 電子マニフェストの手続き・料金等について

(1) 加入の単位

(2) 加入・利用料金

(1) 加入の単位

- 排出事業者
 - 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所等の単位で加入できます。
 - 例) 製造業の場合:工場単位で加入
 - 建設業の場合:排出事業場(工事現場)を管轄する本社、または支店で加入
- 収集運搬業者
 - 業者単位です。
 - 1社で複数、加入することもできます。
- 処分業者
 - 処分事業場単位です。
 - 同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

※ 1つの加入者番号で、複数の事業者とマニフェスト情報をやり取りすることができます。取引先の排出事業者ごと、処理業者ごとに加入する必要はありません。再委託がある場合、再委託先の処理業者の加入が必要です。

(2) 加入・利用料金－排出事業者の料金

() 内の金額は税込

料金区分	A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	3,000円 (3,150円)	3,000円 (3,150円)
基本料 ^{※3} (年額)	24,000円 (25,200円)	2,000円 (2,100円)
使用料 (登録情報1件につき)	10円 (10.5円)	66件までは無料 67件から30円 (31.5円)
メリットがある 年間登録件数	1,200件～	～1,199件

○加入料:加入時のみ徴収する料金 ○基本料:システム利用に係る年間の定額利用料金 ○使用料:システム利用に係る従量利用料金

※1 上記のほかに、少量排出事業者向けの料金区分として、「排出事業者が30以上集まって加入する」、「団体の利用代表者を決めて利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡の窓口を利用代表者とする」などの条件を満たした場合の料金プラン(C料金)も設けています。

※2 マニフェストの年間登録件数に応じて、料金区分を選択してください。加入時に選択した料金区分は毎年4月1日に変更することもできます。

※3 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

(2) 加入・利用料金－収集運搬、処分業者の料金

() 内の金額は税込

料金区分	収集運搬業者	処分業者 ※2		
		①処分報告機能のみ利用	②処分報告機能＋2次登録機能	
			A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	3,000円 (3,150円)	3,000円 (3,150円)	3,000円 (3,150円)	3,000円 (3,150円)
基本料※3 (年額)	12,000円 (12,600円)	12,000円 (12,600円)	24,000円 (25,200円)	12,000円 (12,600円)
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10円 (10.5円)	66件までは無料 67件から30円 (31.5円)

※1 ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金です。(A料金、B料金を選択)

※2 別途、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能のみを使用する場合の料金体系もあります。

※3 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

9. その他電子マニフェスト関連の規定等について

(1) 排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

(2) 優良産業廃棄物処理業者認定制度

(3) マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受けの禁止

(1) 排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

排出事業者は事業場ごとに産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)交付等に関する報告書(様式3号:規則第8条の27)を管轄の都道府県・政令市に提出しなければなりません。



電子マニフェスト登録分は情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者の報告が不要



情報処理センターは、排出事業者が前年度1年間に登録したマニフェスト情報について、毎年6月30日までに「電子マニフェスト登録等状況報告書」を自治体に報告。(法第12条の5第8項)

※ 電子マニフェスト登録等状況報告以外の行政報告(運搬実績報告、処分実績報告等)は電子マニフェスト使用分も別途、報告書を作成し、自治体に提出することが必要です。

(2) 優良産業廃棄物処理業者認定制度

- 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。
- 認定された産業廃棄物処理業者は、処理業の許可期限が通常(5年)よりも長い7年間になる等のメリットがあります。
- 認定の基準に、「電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること」という項目が設けられています。

(3) マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受けの禁止(法第12条の4第2項)

- 産業廃棄物の運搬または処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはなりません。(電子マニフェストを使用している場合は例外)
- 違反した場合、罰則(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)の対象となるほか、引き受けた産業廃棄物が不適正処理された場合は、措置命令の対象となります。

10. 電子マニフェストの加入数・登録件数の状況 (平成25年3月31日現在)

- (1) 電子マニフェスト加入・登録状況・電子化率
- (2) 年度別加入者数の推移
- (3) 年度別登録件数、電子化率の推移
- (4) 都道府県別加入者数
- (5) 排出事業者の業種別登録件数の構成比

(1) 電子 manifests 加入・登録状況・電子化率

区分 年度	加入者数 合計	加入者数の内訳						マニフェスト 年間登録件数※	電子化率
		排出事業者				収集運搬 業者	処分業者		
		合計	A料金	B料金	C料金				
平成10年度	502	143	143	—	—	178	181	8,041	0.0%
平成11年度	627	170	170	—	—	240	217	77,181	0.2%
平成12年度	759	189	189	—	—	300	270	97,470	0.2%
平成13年度	1,086	222	222	—	—	462	402	146,502	0.3%
平成14年度	1,519	328	328	—	—	619	572	408,037	0.9%
平成15年度	2,001	487	487	—	—	785	729	812,140	1.8%
平成16年度	2,978	1,019	616	403	—	1,009	950	1,137,785	2.5%
平成17年度	3,834	1,291	698	593	—	1,327	1,216	1,621,975	3.6%
平成18年度	7,784	4,083	948	3,135	—	1,921	1,780	2,388,069	5.3%
平成19年度	30,705	23,164	1,625	7,513	14,026	4,300	3,241	4,076,448	9.1%
平成20年度	43,493	33,718	1,988	8,132	23,598	5,775	4,000	6,415,296	14.3%
平成21年度	55,797	43,009	2,447	11,567	28,995	7,891	4,897	8,391,114	18.6%
平成22年度	72,761	57,837	2,777	11,246	43,814	9,388	5,536	10,614,066	23.6%
平成23年度	79,155	62,443	2,909	11,724	47,810	10,673	6,039	12,882,074	25.4%
平成24年度	89,015	70,792	3,027	12,241	55,524	11,720	6,503	15,056,116	30.1%

※1 マニフェスト年間登録件数は、マニフェスト登録日及び予約登録日（課金日）に基づく件数。

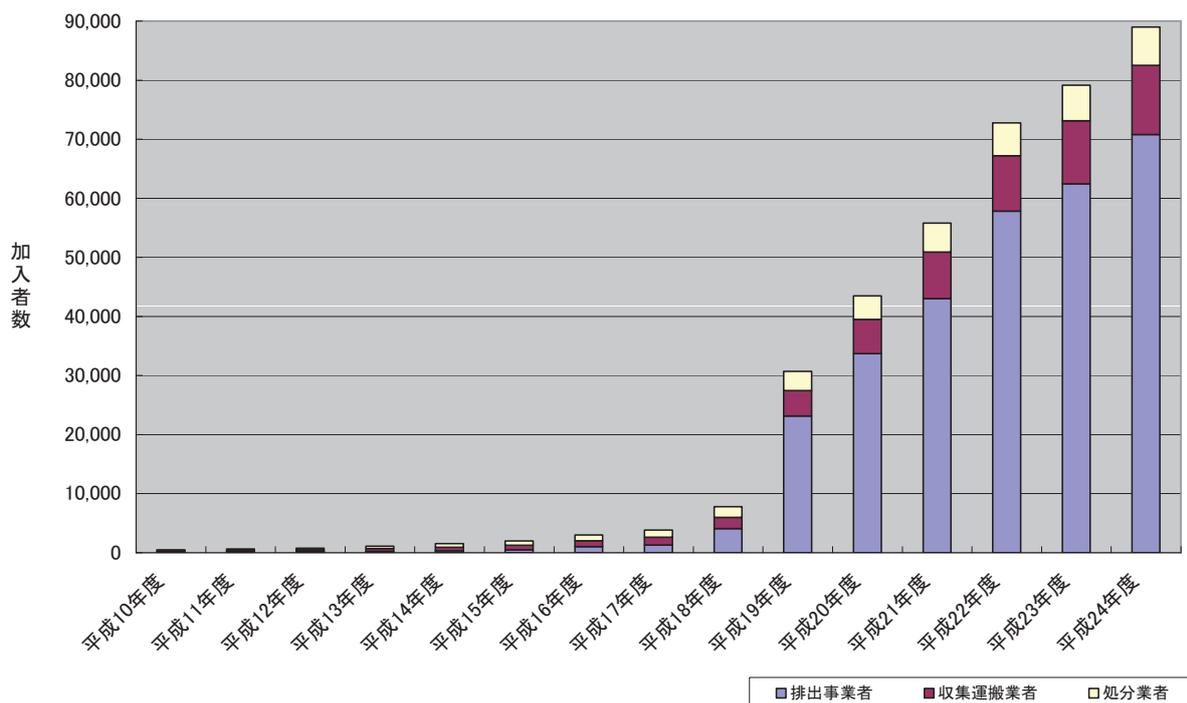
※2 電子化率とは、電子 manifests 登録件数及び紙 manifests の交付枚数の合計値に占める電子 manifests 登録件数の割合。

【電子化率の算出方法】

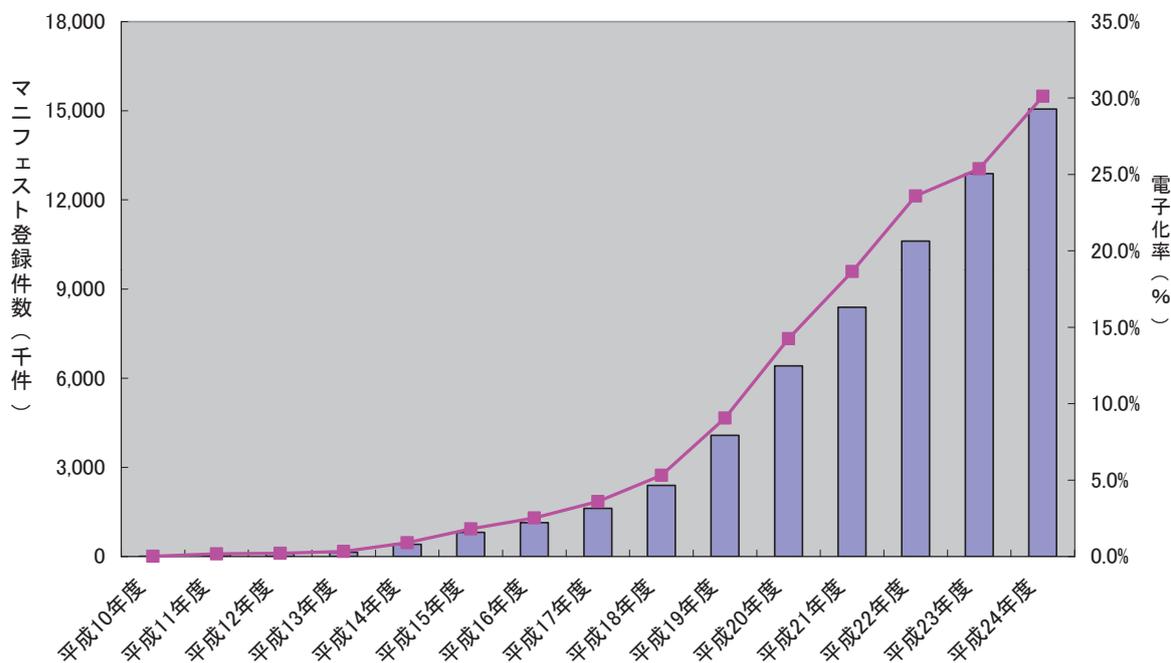
①平成22年度以前は電子と紙の合計値を4,500万として電子化率を算出。

②平成23年度は(公社)全国産業廃棄物連合会、建設団体副産物協議会の紙 manifests 頒布数等より紙 manifests 使用数を推計し、これに電子 manifests 登録件数を加えた電子と紙の合計値より電子化率を算出。

(2) 年度別加入者数の推移グラフ



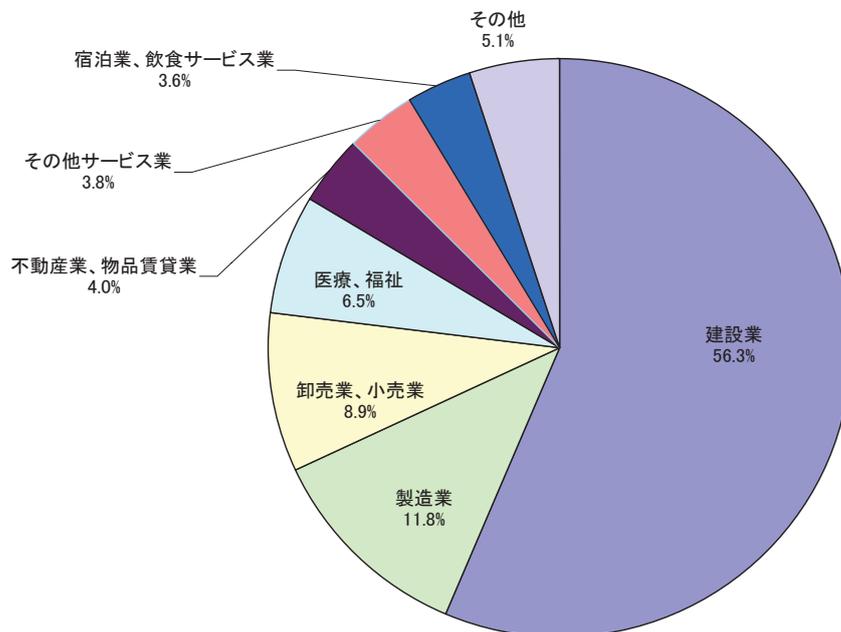
(3) 年度別登録件数、電子化率の推移グラフ



(4) 都道府県別加入者数(平成25年3月31日現在)

都道府県名	排出事業者数	収集運搬業者数	処分業者数	合計
北海道	1,689	277	192	2,158
青森県	467	93	73	633
岩手県	453	110	82	645
宮城県	573	194	135	902
秋田県	210	56	46	312
山形県	348	119	93	560
福島県	578	164	100	842
茨城県	1,279	262	110	1,651
栃木県	1,235	172	98	1,505
群馬県	1,532	165	98	1,795
埼玉県	3,289	534	228	4,051
千葉県	2,478	417	213	3,108
東京都	10,770	949	502	12,221
神奈川県	6,155	729	307	7,191
新潟県	1,124	198	143	1,465
富山県	495	136	108	739
石川県	972	172	98	1,242
福井県	488	82	68	638
山梨県	356	71	38	465
長野県	850	190	137	1,177
岐阜県	2,601	187	112	2,900
静岡県	5,413	1,212	424	7,049
愛知県	4,723	854	504	6,081
三重県	1,161	247	139	1,547
滋賀県	595	135	94	824
京都府	3,169	266	98	3,533
大阪府	3,512	683	282	4,477
兵庫県	2,638	489	252	3,379
奈良県	480	100	37	617
和歌山県	412	110	48	570
鳥取県	108	38	38	184
島根県	872	53	51	976
岡山県	740	275	133	1,148
広島県	1,487	334	244	2,065
山口県	953	228	142	1,323
徳島県	246	73	55	374
香川県	245	83	79	407
愛媛県	259	133	95	487
高知県	100	48	34	182
福岡県	2,471	446	297	3,214
佐賀県	376	67	61	504
長崎県	335	76	58	469
熊本県	398	118	91	607
大分県	468	131	75	674
宮崎県	306	95	76	477
鹿児島県	836	101	76	1,013
沖縄県	547	48	39	634
合計	70,792	11,720	6,503	89,015

(5) 排出事業者の業種別登録件数の構成比 (平成24年4月～平成25年3月までの登録件数)



11. 国における電子マニフェストの普及目標

- ・内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で策定された「IT新改革戦略」(平成18年1月)において、平成22年度に電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定された。
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)で、「電子マニフェストの利用割合について平成28年度において50%に拡大する」という目標が設定された。
- ・産廃特措法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第180回国会)

＜衆議院附帯決議(平成24年8月)＞

産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50パーセント以上の数値目標を設定し、その早期達成に向けロードマップを速やかに作成すること。

＜参議院附帯決議(平成24年6月)＞

「産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50パーセント以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組むこと。

電子manifestoに関するお問合せ先

<サポートセンター>

電話：0800-800-9023 (フリーアクセス、通話料無料)

メール：info@jwnet.or.jp

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet>